

大気汚染防止法「ばい煙発生施設」・県条例「特定施設」

施設の種類	規模要件		
	大気汚染防止法	環境の保全と創造に関する条例	
	ばい煙発生施設	硫黄酸化物及びばいじんに係る施設	有害物質に係る施設
1 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	～R4. 9. 30 伝熱面積が 10 m ² 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上	～R4. 9. 30 1 伝熱面積が 10 m ² 以上 ↓ (条例届出不要)	—
	R4. 10. 1～ 燃料の燃焼能力が重油換算 50 ℓ/時以上	R4. 10. 1～ 1 同左 ↓ (条例届出不要)	—
2 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 20t/日以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上	2 石炭又はコークスの処理能力が 15t/日以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上 ↓ { 石炭又はコークスの処理能力が 15t/日以上 20 t/日未満は、条例届出要 }	—
3 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び加熱炉（一四の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1t/時以上	3 焙焼炉にあつてはすべてのもの ↓ { 原料の処理能力が 1t/時未満は、 } { 条例届出要 }	—
4 金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（一四の項に掲げるものを除く。）		3 その他の施設にあつては原料の処理能力が 1t/時以上 ↓ (条例届出不要)	—
5 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積が 1 m ² 以上、羽口面断面積が 0.5 m ² 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上又は変圧器の定格容量が 200 k VA 以上。	4 原料の処理能力が 1t/時以上 ↓ (条例届出不要)	—
6 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		5、6、7 火格子面積が 0.8 m ² 以上、羽口面断面積が 0.1 m ² 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40ℓ/時以上又は変圧器の定格容量が 150 k VA 以上。 ↓ { 火格子面積が 0.8 m ² 以上 1 m ² 未満、 } { 羽口面断面積が 0.4 m ² 以上 0.5 m ² 未満、 } { バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40ℓ/時以上 50ℓ/時未満、又は変圧器の定格容量が 150 k VA 以上 200 k VA 未満については、 } { 条例届出要 }	—
7 石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉		8 触媒に附着する炭素の燃焼能力が 100 kg/時以上 ↓ { 触媒に附着する炭素の燃焼能力が 100 kg/時以上 200 kg/時未満については、 } { 条例届出要 }	—
8 の 2 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200 kg/時以上	9 同左 ↓ (条例届出不要)	—
8 の 2 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6 ℓ/時以上		—

施設の種別	規模要件		
	大気汚染防止法	環境の保全と創造に関する条例	
	ばい煙発生施設	硫黄酸化物及びばいじんに係る施設	有害物質に係る施設
9 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が 1 m ² 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 ℓ/時以上又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であること。	10、11、12 同左 ↓ (条例届出不要)	1 ガラス若しくはガラス製造（原料としてほたる石、けいふっ化ナトリウム若しくは酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの又はかわらの製造の用に供する焼成炉（連続式のものに限る。）
10 無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（二六の項に掲げるものを除く。）			—
11 乾燥炉（一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。）			—
12 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上	13 同左 ↓ (条例届出不要)	—
13 廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上又は焼却能力が 200 kg/時以上	14 火格子面積が 0.5 m ² 以上か、焼却能力が 50 kg/時以上又は燃焼室の容積が 0.5 m ³ 以上（ガス化炉を除く） ↓ 〔火格子面積が 0.5 m ² 以上 2 m ² 未満か、焼却能力が 50 kg/時以上 200 kg/時未満又はガス化炉を除くものであって燃焼室の容積が 0.5 m ³ 以上（火格子面積が 0.5 m ² 未満又は焼却能力が 50 kg/時未満）については、条例届出要〕	—
14 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 0.5 t/時以上、火格子面積が 0.5 m ² 以上、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20ℓ/時以上	15 焙焼炉及び焼結炉はすべてのもの ↓ 〔焙焼炉及び焼結炉で原料の処理能力が 0.5 t/時未満、火格子面積が 0.5 m ² 未満、羽口面断面積が 0.2 m ² 未満又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20ℓ/時未満については、条例届出要 その他施設にあつては、同左 ↓ (条例届出不要)〕	2 すべてのもの
15 カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上	—	3 すべてのもの
16 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時以上	—	4 すべてのもの
17 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			5 すべてのもの

施設の種別	規模要件		
	大気汚染防止法	環境の保全と創造に関する条例	
	ばい煙発生施設	硫黄酸化物及びばいじんに係る施設	有害物質に係る施設
18 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 30ℓ/時以上	10 同左 ↓ (条例届出不要)	6 すべてのもの
19 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 50 kg/時以上	—	7 すべてのもの
20 アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30 kA 以上	—	8 すべてのもの
21 磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する磷鉱石の処理能力が 80 kg/時以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上	17 同左 ↓ (条例届出不要)	9 すべてのもの
22 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が 10 m ² 以上又はポンプの動力が 1 kW 以上	—	10 すべてのもの
23 トリポリ磷酸ナトリウムの製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 80 kg/時以上、火格子面積が 1 m ² 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ/時以上	18 同左 ↓ (条例届出不要)	11 すべてのもの
24 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10ℓ/時以上又は変圧器の定格容量が 40 kVA 以上	19 同左 ↓ (条例届出不要)	12 すべてのもの
25 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40ℓ/時以上又は変圧器の定格容量が 20 kVA 以上	20 同左 ↓ (条例届出不要)	13 すべてのもの
26 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40ℓ/時以上又は変圧器の定格容量が 20 kVA 以上	21 同左 ↓ (条例届出不要)	14 すべてのもの
27 硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100 kg/時以上	—	—
28 コークス炉	原料の処理能力が 20 t/日以上	—	—
29 ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50	—	—
30 ディーゼル機関	ℓ/時以上	—	—
31 ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 35	—	—
32 ガソリン機関	ℓ/時以上	—	—
たんぱく質の加水分解による食品又は医薬品の製造用に供する分解施設	—	—	15 すべてのもの

施設の種別	規模要件		
	大気汚染防止法	環境の保全と創造に関する条例	
	ばい煙発生施設	硫黄酸化物及びばいじんに係る施設	有害物質に係る施設
ビスコース製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)紡糸施設 (2)セロハン製造施設	—	—	16 すべてのもの
化学肥料の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)原料製造施設 (2)反応施設 (3)硫安製造施設	—	—	17 すべてのもの
鉍酸の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものを除く。) (2)硫酸製造施設	—	—	18 すべてのもの
合成樹脂の製造若しくは加工、合成樹脂添加剤の製造又は天然樹脂の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)反応施設 (2)熱処理施設 (3)発泡施設 (4)塗布施設 (5)表面処理施設	—	—	19 すべてのもの
石油の精製若しくは加工又は石油化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)廃ガスの廃棄施設 (2)硫酸洗浄施設	—	—	20 すべてのもの
金属の精錬若しくは加工又は無機化学工業品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)酸洗浄施設 (2)めっき施設 (3)電解施設 (4)塩化炉 (5)溶剤洗浄施設 (6)表面処理施設 (7)セレン化合物製造施設 (8)硫化水素製造施設 (9)塗装施設 (10)樹脂加工施設 (11)フラックス処理施設 (12)乾燥焼付施設 (13)非鉄金属の精錬施設 (14)合金鉄の精錬施設 (15)無機化学工業品の製造施設	—	—	21 すべてのもの

施設の種類	規模要件		
	大気汚染防止法	環境の保全と創造に関する条例	
	ばい煙発生施設	硫黄酸化物及びばいじんに係る施設	有害物質に係る施設
機械の製造又は加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)酸洗浄施設 (2)めっき施設 (3)表面処理施設 (4)溶剤洗浄施設	—	—	22 すべてのもの
ゴム又は合成樹脂で被覆された電線又は金属の回収の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)焼却施設 (2)溶解施設	—	—	23 すべてのもの
染料若しくはその中間物又はその他の有機薬品の合成、製造、加工又は精製の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)反応施設 (2)精製施設 (3)熱処理施設 (4)注入施設	—	—	24 すべてのもの
木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)蒸解施設 (2)漂白施設 (3)張合わせ施設 (4)樹脂加工施設 (5)乾燥施設	—	—	25 すべてのもの
農薬の製造又は加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)原料製造施設 (2)反応施設 (3)造粒施設	—	—	26 すべてのもの

(注1)施設の種類の番号は、それぞれの法令による項番号を表す。

(注2)重油換算は、重油 100あたりが、液体燃料は 100に、ガス燃料は 16 m³に、固体燃料は 16 kgにそれぞれ相当する。

(硫黄酸化物の総量規制の重油換算 (p 1-21) とは異なるため、注意を要する。)

(注3)条例届出不要とは、条例の規模要件が法対象施設と同等であるため、法の届出を優先して提出し、条例の届出は不要である。